



いのちを守る水——水道事業のビジネス化は許されない

私たちの生活の根幹である水。この供給を担っているのが上水道施設です。現行の水道法は「水道事業は、原則として市町村が経営するものとする」と定めていて、そのほとんどは公営になっています。

ところが、この水道事業の運営権を民間企業に認める、「水道法改正案」が国会に提案されています。既に衆議院を通過し、参議院で時間切れの継続審議になり、次の国会で成立を図られようとしています。これは水道事業の民営化、つまり水道事業をビジネス化しようとするものです。提案されている理由は、自治体の財政難と、水道管など施設の老朽化です。

地震では、水道管の破断が起きるケースも多くて、老朽化の実態は明らかで、対策が急がれているのは確かです。人口減による料金収入の減少などもあり、対策もなかなか進まず、広域化と民間企業の参入で経営の改善を図ろうというのが、この法案の狙いです。

§ 人はそれなしでは生きていけない

しかし、水や空気、農作物の種など人がそれなしでは生きていけないものを市場経済にゆだねることがいいことなのかを、今一度立ち止まって考えてみる必要があります。

世界の民営水道市場は、「水メジャー」と呼ばれるフランス、イギ

リスの三大資本による独占状態です。このほかには、アメリカのスーパーゼネコンなどが日本市場の開放を待っているそうです。私たちの命の水を、このような外国企業にゆだねていいものでしょうか。利益本位の経営になるのは明らかで、水質の低下や利用者の負担増へとすすんでいくでしょう。

§ 水道料金が将来は5倍に！？

世界の流れは再公営化

フィリピンの首都マニラでは民営化によって水道料金が5倍になりました。南米のボリビアでは、飲み水の高騰や、水質の悪化に対する不満が沸騰しているそうです。

ほかにも、海外で民営化したケースでは水質やサービスの低下が起こり、施設整備も不十分になった例もあります。先進国で水道事業を再公営化した大都市は、パリ、ベルリン、アトランタ、インディアナポリスなど多数あります。民間の水道事業者が利益ばかり追いかけたことにより、「再公営化」が世界の潮流となりつつあるという指摘もあります。

改正案には、民間の運営に対するチェック機能の定めがありませんから、フィリピンやボリビアのようにならないという保障はありません。

しかも、人口減がすすんで、財政事情が悪く水道事業が立ち行かない地方自治体などに果たして企業が来

るのだろうか、という懸念もあります。企業の狙いは儲かる都市部に向いているからです。これは国鉄民営化の結果にはっきりと現れています。いまや地域格差が広がり地方は切り捨てられています。

§ 森林や水、種などは税金を出して管理運営を

安倍政権になってから規制緩和の動きが加速して、公共事業への民間事業者の参入規制が一段と緩和されています。公的サービスのビジネス化です。水道法以外にも、種子法廃止・森林経営管理法・改正卸売市場法・民間資金活用公共施設整備促進

(PFI)法が改正されました。しかし、「公的サービス」は、公が管理運営していくという原則を守らなければなりません。現に、国会で十分な議論がないまま決まってしまった種子法廃止については、新潟県・兵庫県などが、種子の開発や増殖の面での農業試験場など公的機関の役割を重視して、実質的に種子法を復活させる条例を成立させています。各国で、水道事業の再公営化をしているのも、「公的サービス」をビジネスの対象にすることの間違いを示しています。



◎自然災害の甚大化に大胆な支援を

「金がない」を理由に遅れる、国や地方の対策

7月の西日本豪雨災害は被災家屋3万戸、死者・行方不明者も多数に上がりました。炎天下での土砂や巨石を取り除く作業の困難さ。避難所の体育館にはエアコンはなく、全壊家屋への支給金はたったの100万円。被災者は精神的にも肉体的にも厳しい状況で、「本当に国民が困っているときの国や自治体の支援はお粗末過ぎる」との声が上がっています。

小・中学校の普通教室のエアコン設置率は49.6%。体育館は避難所に指定されているのにたったの1.2%。3年前の鬼怒川の氾濫、今回の真備町の水害では堤防の整備が不十分であることを示しています。国交省管轄の堤防整備の進捗率は約65%、残る3分の1は「金がない」を理由に完了の見通しは立っていません。

政府や自治体は、「資金難」を理由に十分な対策を進めていませんが、本当に「金がない」でしょうか？

防衛費を削減すれば財源は充分にある

「空飛ぶ棺桶」といわれるおすぶれい37機で2800億円。秋田と山口に配備予定のミサイル迎撃のイージス・アショア2基で6000億円。ステルス戦闘機に5500億円、そして、通常の基地負担とは別に米軍への思いやり予算が毎年2000億円など、米国の言いなりでどんどん防衛費が増加しています。

国民のいのちや暮らしに直結する大切なことには「金がない」と言いながら、米軍への協力や防衛費にはどんどん増額する安倍政権。

桜区平和を考える会では、西日本豪雨被災者の支援にこんな仮定をしました。

被災家屋3万戸に平均500万円（全壊2000万円、床上浸水300～800万円、床下浸水80万円など）を支援する。必要資金は1500億円です。防衛費と比較してみてください。



全国知事会の提言

日米地位協定の改定などを国に求める提言を7月に採択した全国知事会。8月14日、上田清司会長や謝花喜一郎沖縄県副知事らは、防衛省や外務省を訪れ、採択内容の実現を要請しました。全国知事会が提言を要請するのは初めてです。

地位協定を抜本的に見直し、原則として日本の国内法を米軍にも適用することや、事件事故時に自治体職員が基地内に立ち入り出来るように地位協定に明記することなどを要請しています。

所沢市の所沢通信基地に事前の説明もなくオスプレイが飛来したのは、7月2日です。市と県が飛来の目的や今後の県内への飛来の可能性について説明を求めたのに対して、米軍は「今後も同基地にオスプレイを飛来させる可能性がある」と述べています。さいたま市に飛来するのも時間の問題と思われるます。

また、横田基地では正式な配備前にもかかわらず、夜間の訓練など100回を越す飛行をしています。日本国中どこでもやり放題の米軍。これに対して全国知事会が声を上げるのは当然のことです。

知事会は、さらにドイツの地位協定「共同防衛任務の重要性和ドイツの利益を比較し、ドイツの側の利益が大きいときは基地の返還要求が出来る」に倣った、抜本的な改定を追及してもらいたいと思います。

◎市民講座&カフェの報告

■桜区市民講座第6回「憲法を見直す」

6月17日（日）土合公民館

三輪隆さん（憲法学者・埼玉大学名誉教授）から、憲法についての基礎的なお話を伺いました。ルールとは、法とは、国家とは、そして、「憲法」とは何なのかということ問いかけられ、私たち自身が考えさせられるお話でした。そして、生きていくためには、「これだけは」というもの、「流されない自分」というものを持つことなど、社会の中での意識の持ち方なども示してくれました。

■「いのちの海 辺野古大浦湾」上映会

7月22日（日） 10時～ 大久保公民館 14時～ 田島公民館

大変な暑さで、誰も外に出たくはないだろうと思うような日でしたが、大久保公民

館で8名、田島公民館で14名が参加してくれました。田島公民館で上映後、辺野古に行かれた方の話や現在のマスコミに対する批判、そして私たちの会への期待などの話が聞けました。さいたま市上空をオスプレイが飛行する可能性も考え、沖縄の問題は私たちの問題だと改めて感じました。

✂ 切り抜き帳 📄

☆8月14日午後、米海兵隊輸送機MV22オスプレイが、鹿児島県の民間の奄美空港と沖縄県の米軍嘉手納基地に相次いで緊急着陸した。いずれも原因は分かっていない。奄美空港には、今年6月空軍使用のCV22オスプレイが、今年4月と昨年6月には普天間飛行場所属のMV22オスプレイが緊急着陸している。（東京新聞 8/15）

未亡人製造機の名で呼ばれ、米国内では絶対飛ばないオスプレイ。そのオスプレイが、日本の空を好きなように飛行し、緊急着陸を繰り返しているということです。

【会の活動報告】

◎駅頭活動

7月18日 西浦和駅頭チラシ配り「東海第二原発再稼働反対」

◎学習会

6月17日 桜区市民講座 講師：憲法学者三輪隆先生

7月22日 学習会「いのちの海・辺野古大浦湾」

10時～ 大久保公民館 14時～ 田島公民館

◎会議

7月 4日 第9回事務局会議 栄和公民館

7月22日 第8回運営スタッフ会議 田島公民館

8月 8日 第10回事務局会議 栄和公民館

8月24日 第9回運営スタッフ会議 ブラザウエスト

◎催し物

8月23日～25日 原爆絵画展 ブラザウエスト



【これからの予定】

検討中 桜区市民講座
(憲法24条に関わってなどを予定)

桜区平和を考える会発行

ホームページは、「桜区平和」で検索！

<http://spa.g1.xrea.com/>

連絡先：090-8588-4966（今井） 090-4433-7092（小高）

090-6120-3411（佐藤）

振込口座：ゆうちょ銀行

口座番号：00270-8-104990

加入者名：桜区平和を考える会

年会費：1,000円

振込手数料はご負担ください

会員募集中！
カンパ歓迎

